提供依賴書

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第4項及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定(以下「高確法等の規定」という。)に基づく全国健康保険協会石川支部(以下「石川支部」という。)への提供について、以下のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は石川支部に対して、労働安全衛生法第66条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において石川支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって石川支部が必要と認める情報(以下「事業主健診情報」という。)を提出すること。その際、石川支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1による提出を行う前に、健診実施機関は当事業所に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
- 3 1の提出を行う際に、健診実施機関は石川支部に対して、高確法等の規定に基づき、当 事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
- 4 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

年 月 日 ₹ 所 在 地 事業所名 事業主名 被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁) 担当者名 電話番号 受診健診機関名 (複数記入可) 健診実施月/受診人数 月 / 人